

支部に関する運営規程

(総 則)

第 1 条 明治学院同窓会(以下本会)支部に関する運営規程については本会則第19条及び20条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(支部の設立)

第 2 条 支部の設立にあたっては以下の事項を記載した文書を支部委員会に提出し、支部委員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。

- (1)支部設立申請書
- (2)支部会則
- (3)役員名簿
- (4)支部の地域(範囲)

(区 域)

第 3 条 本会には次の区域単位による支部を置くことができる。

1. 国内においては原則として都道府県単位とする。
2. 前号に拘わらず、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)についてはその地域事情に鑑み、都道府県単位より細分化された地域での設置を認める。但し、細分化に当たっては、支部委員会で審議し、理事会において承認を得られた地域とする。
3. 海外においては申請時書面に記載された地域を原則とする。

(役員と員数)

第 4 条 支部には以下の役員を置くものとする。

- (1)支部長 1名
- (2)副支部長 若干名 (但し3名以内とする)
- (3)会計 2名以内
- (4)監事或いは監査 3名以内

(役員任期)

第 5 条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。但し、多くの支部会員が役員を経験することが支部運営の円滑化、活性化に繋がるとの考えから、最長3期を目途に交代するのが好ましい。

(支部の活動と義務)

第 6 条 支部の活動と職務は以下のとおりとする。

1. 原則として年1回の支部総会の開催。
2. 総会報告及び会計報告の速やかな提出。
3. 同窓会本部、各校同窓会などからの連絡、情報等の支部会員への周知。
4. 常に同窓会及び明治学院各校からの協力要請に応えられる態勢の恒常的な構築。同窓会及び明治学院各校の発展に繋がる活動の実践。
5. 同窓会及び明治学院各校の発展に繋がる意見の提案。

(経費)

第 7 条 支部運営の経費は本部からの交付金及びその他をもってこれにあてる。

(付則) 本規程は2011年4月1日より遡り施行する。

本規程は2014年12月11日の理事会にて承認された。

本規程は2014年4月1日より遡り施行する。

